

# 行政改革大綱に基づいて、平成18年度の改革及び改革案をお知らせします。

## 1 組織の改革

①支所長と地域振興課長を兼務としました。

②議会事務局長と監査事務局長を兼務としました。

③老人福祉センター所長を廃止し、保健福祉課の管轄としました。

④支所税務課と支所民生課を統合して、住民生活課としました。

## 2 財政の改革

1 特別職報酬の見直し  
町長の報酬（10%）、助役・教育長の報酬（5%）議会議員の報酬（3%）を削減しました。

2 管理職手当の縮減  
管理職手当を8%から5%に削減しました。

## 3 特殊勤務手当のすべてを廃止

## 4 旅費の見直し

区内は支給しないこととしました。（鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、南大隅町）

平成19年度から区内日当を全額廃止します。

## 1 ノー残業デイの創設

毎週水曜日は、経費節減のため残業をしない日としました。

## 2 自治会使送便の委託業務廃止

自治会長への使送便の業務委託を廃止し、職員による配布を行います。

## 3 時間外勤務手当の見直し

休日等の出勤については、代休としました。

## 4 「錦江町定員適正化計画」の策定

職員の定員数の適正化へ向けて「錦江町定員適正化計画」を策定しました。

①定員適正化目標  
平成17年度（職員数169人）を初年度とし、平成22年度当初には8%減の155人以下とすることを定員適正化の目標とす

## ための基本的な考え方

### ○組織機構の見直し

時代の要請に沿うよう組織・機構の見直しを行い、責任と権限を明確化し、意思決定の迅速化を図り、業務のまとまりごとに柔軟な運営のできる体制をとる。

### ○事務事業の見直し等

定期的な事業のスクラップ・アンド・ビルトの原則により、事務事業の整理を推進する。

### ○適正な人員配置

事務量の変動及び職員の適正の把握に努めるとともに、適材適所かつ業務量に応じた適正な人員配置に努める。

### ○現業職退職者不補充

現業職の退職欠員分は、原則不補充とし、パート職員等で対応する。また、施設の管理・運営の民間委託を推進する。

## ○新規採用

## 18年度中実施を目指し調整

## 3 事業の改革

## 6 通勤手当の見直し

詳細について検討中

## 7 住居手当の見直し

詳細について検討中

## 8 費用弁償の見直し

費用弁償のうち出会日当の廃止（1日千二百円、半日八百円）

②定員適正化目標を達成する

組織の新陳代謝を図ることと、